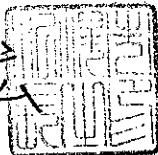


札幌市事務分掌規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月29日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第14号

### 札幌市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(札幌市事務分掌規則の一部改正)

第1条 札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第3項中「動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に改める。

(2) 別表1(2)総務局の表国際部の項交流課の目を次のように改める。

国際課	(1) 国際化に係る企画及び立案に関すること。 (2) 多文化共生社会の推進に関すること。 (3) 外国都市との交流活動に関すること。 (4) 国際広報に関すること。 (5) 世界冬の都市市長会の庶務に関すること。 (6) その他国際交流に関すること。 (7) 部内の経理に関すること。
-----	---

(3) 別表1(4)まちづくり政策局の表政策企画部の項政策推進課の目第7号中「他課」を「他課所」に改め、同項企画課の目中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、同表総合交通計画部の項都市交通課の目第5号中「他課」を「他課所」に改める。

(4) 別表1(5)財政局の表税政部の項税制課の目中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 中央健康づくりセンターの維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること。
- (5) 別表1(5)財政局の表税政部の項固定資産税課の目中第6号を削り、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (7) 市税の調査決定に関すること（固定資産評価員が指定する家屋に係るものに限る。）。
- (6) 別表1(5)財政局の表税政部の項固定資産税課の目中第8号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。
- (8) 固定資産の評価に関すること（固定資産評価員が指定する家屋に係るものに限る。）。
- (9) その他固定資産評価員の職務に関すること。
- (7) 別表1(6)市民文化局の表地域振興部の項区政課の目中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同目第22号中「他課」を「他課所」に改め、同号を同目第21号とする。
- (8) 別表1(7)スポーツ局の表スポーツ部の項企画事業課の目第5号中「こと」の次に「(スポーツ都市推進課の所管に係るものを除く。)」を加え、同目第8号中「他部及び部内」を削り、同項施設課の目第2号を削り、同項に次のように加える。

ス ポ ー ツ 都 市 推 進 課	(1) 大規模スポーツイベントの誘致等に関すること。 (2) スポーツ施設の建設・營繕計画に関すること。
-------------------------	---

- (9) 別表1(7)スポーツ局の表招致推進部の項を削る。
- (10) 別表1(8)保健福祉局の表高齢保健福祉部の項高齢福祉課の目第7号中「他課所」を「他課」に改め、同表保険医療部の項の次に次のように加える。

ウ エ ル ネ ス 推	ウ エ ル ネ ス 推	(1) ウェルネス推進施策に係る総合調整に関するこ と。 (2) ウェルネス推進施策の企画及び推進に関するこ
-------------------	-------------------	--

進 部	進 課	<p>と。</p> <p>(3) 保健師等の医療関係職に係る総括調整に関すること。</p> <p>(4) 保健師等の地域保健活動の推進に係る事務の総括調整に関すること。</p> <p>(5) 保健福祉部が所管する地域保健に係る事務の技術的支援及び研修に関すること。</p> <p>(6) 健康づくり推進事業の企画及び関係団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 健康づくりセンターに関すること（税政部及び東区保健福祉部の所管に係るもの除く。）。</p> <p>(8) 健康増進法に関すること（障がい保健福祉部、保健所及び保健福祉部の所管に係るもの除く。）。</p> <p>(9) 健康づくり推進協議会の庶務に関すること。</p> <p>(10) 食育基本法に係る事務の企画及び総括調整並びに関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 食育推進会議の庶務に関すること。</p> <p>(12) 介護保険法の訪問栄養指導に係る事務の総括調整に関すること。</p> <p>(13) 歯科保健に係る事務の企画及び総括調整に関すること。</p> <p>(14) 部内の経理に関すること。</p> <p>(15) 部内他課所の主管に属しないこと。</p>
医 療 政 策	課	<p>(1) 医療政策に係る事務の企画及び総括調整に関すること。</p> <p>(2) 地域医療に係る計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>(3) 救急医療体制に関すること。</p> <p>(4) 救急安心センターに関すること。</p> <p>(5) 災害時医療救護体制の整備に関すること。</p>

	(6) 医務及び薬事関係団体との連絡調整に関すること。 (7) 旧高等看護学院に係る諸証明等の業務に関すること。
施設管理課	(1) 墓地、埋葬等に関する法律に関すること。 (2) 市営墓地及び市営納骨堂に関すること。 (3) 火葬場・墓地に関する計画の策定及び推進に関すること。 (4) 民間資金等の活用による山口斎場の運営等に関すること。 (5) 火葬場業務の調整に関すること。

(11) 別表1(8)保健福祉局の表保健所の項健康企画課の目及び医療政策課の目を次のように改める。

保健管理課	(1) 各種衛生統計の総括並びに保健衛生に関する情報の収集及び提供に関すること。 (2) 保健所運営協議会の庶務に関すること。 (3) 難病対策及び小児慢性特定疾病対策の総括調整並びにこれらに関する医療費の支払に関すること。 (4) 指定難病審査会の庶務に関すること。 (5) 小児慢性特定疾病審査会の庶務に関すること。 (6) 食品表示法に基づく栄養成分表示等に関すること。 (7) 健康増進法等に基づく特定（多数）給食施設指導、国民健康・栄養調査等に関すること。 (8) 所の維持管理に関すること。 (9) 所内の経理に関すること。 (10) 所内他課所の主管に属しないこと。
医務薬事課	(1) 医療法その他医務関係法令に関すること。 (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他薬事関係法令に関すること。

- (3) 医療安全に関すること。
- (4) 医務及び薬事関係の市民相談に関すること。
- (5) 医療安全推進協議会の庶務に関すること。
- (6) 献血推進事業に関すること。
- (7) 臓器移植事業に関すること。

(12) 別表 1 (8) 保健福祉局の表保健所の項感染症総合対策課の目に次の 2 号を加える。

- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染者への対応に関すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関すること。

(13) 別表 1 (8) 保健福祉局の表保健所の項施設管理課の目を削る。

(14) 別表 1 (9) 子ども未来局の表子育て支援部の項子育て支援課の目第 19 号中「の庶務」を「に係る研修、確認事務その他庶務」に改め、同目中第 20 号から第 23 号までを削り、第 24 号を第 20 号とし、第 25 号から第 28 号までを 4 号ずつ繰り上げ、第 29 号を第 27 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (25) 母子保健に係る事務の企画及び総括調整に関すること。
- (26) 育成医療その他児童に係る医療の給付に関する総括調整及びこれらに関する医療費の支払に関すること。

(15) 別表 1 (9) 子ども未来局の表子育て支援部の項子育て支援課の目第 30 号中「他課」を「他課所」に改め、同号を同目第 28 号とし、同項保育推進課の目第 2 号中「こと」の次に「(子育て支援課の所管に係るものを作る。)」を加え、同目中第 9 号を第 13 号とし、同目第 8 号中「及び子育て支援課」を「並びに子育て支援課及び施設運営課」に改め、同号を同目第 12 号とし、同目第 7 号の次に次の 4 号を加える。

- (8) 特定教育・保育等に係る施設の運営指導に関する事項（子育て支援部長が定めるものに限る。）。
- (9) 特定教育・保育等に係る施設以外の保育施設に対する指導に関する事項（子育て支援部長が定めるものに限る。）。
- (10) 特定教育・保育等に係る施設の職員の研修に関する事項（子育て支援部長が定めるものに限る。）。

- (11) 特定子ども・子育て支援に係る施設の確認事務に関すること（子育て支援部長が定めるものに限る。）。
- (16) 別表1(9)子ども未来局の表子育て支援部の項施設運営課の目第1号及び第5号中「子育て支援課」を「保育推進課」に改め、同目第6号及び第7号中「子育て支援課」の次に「及び保育推進課」を加え、同表児童相談所の項地域連携課の目第7号中「及び相談判定二課」を「、相談判定二課及び相談判定三課」に改め、同目第18号中「他課所」を「他課」に改め、同項相談判定二課の目第1号及び第2号中「児童相談所地域連携課、家庭支援課及び相談判定一課の所管に係るものを除く」を「児童相談所長が定めるものに限る」に改め、同目第3号及び第4号中「相談判定一課の所管に係るものを除く」を「児童相談所長が定めるものに限る」に改め、同目第5号中「児童相談所地域連携課、家庭支援課及び相談判定一課の所管に係るものを除く」を「児童相談所長が定めるものに限る」に改め、同項に次のように加える。

相談判定三課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童に係る相談に関すること（児童相談所地域連携課、家庭支援課、相談判定一課及び相談判定二課（以下この目において「地域連携課等」という。）の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(2) 児童に対する措置又は委託の決定に関すること（地域連携課等の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(3) 児童の心理判定及び環境診断に関すること（相談判定一課及び相談判定二課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(4) 児童の医学的診断及び保護者等への心理療法に関すること（相談判定一課及び相談判定二課の所管に係るものを除く。）。</li> <li>(5) 児童の一時保護に関すること（地域連携課等の所管に係るものを除く。）。</li> </ul>
--------	---

- (17) 別表1(10)経済観光局の表産業振興部の項経済企画課の目中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。
- (5) 販路拡大及び物流に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。

(6) 新展示場の整備に関すること。

(18) 別表 1 (10) 経済観光局の表産業振興部の項商業・経営支援課の目第 5 号中「経営・創業支援」を「経営支援」に改め、同表経済戦略推進部の項産業立地・戦略推進課の目中「産業立地・戦略推進課」を「経済戦略推進課」に改め、第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とし、同項イノベーション推進課の目第 3 号中「スタートアップの推進」を「創業・スタートアップの推進及び支援」に改める。

(19) 別表 1 (11) 環境局の表環境都市推進部の項環境政策課の目中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同目第 9 号中「(環境エネルギー課の所管に係るものを除く。)」を削り、同号を同目第 8 号とし、同目中第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、同項環境エネルギー課の目中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

(20) 別表 1 (12) 建設局の表総務部の項総務課の目第 8 号中「他課所」を「他課」に改め、同表土木部の項業務課の目第 5 号中「他課」を「他課所」に改める。

(21) 別表 1 (13) 下水道河川局の表経営管理部の項経営企画課の目第 15 号中「札幌市下水道資源公社」を「札幌下水道公社」に改め、同目第 17 号中「他課所」を「他課」に改める。

(22) 別表 1 (14) 都市局の表市街地整備部の項住宅課の目に次の 1 号を加える。

(10) マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画の認定等に関すること。

(23) 別表 3 まちづくり政策局政策企画部の款ユニバーサル推進室の項の前に次のように加える。

グリーン トランス フォーム ーション 推進室			(1) GX (グリーントランスマネーション) の推進に係る総合調整に関すること。 (2) GX 金融・資産運用特区に係る総合調整に関すること。 (3) 国際金融機能の誘致に関するこ
-------------------------------------	--	--	---

			と。
			(4) G Xの推進に係る広報に関する こと。
			(5) 水素の利活用に係る総合調整に 関すること。

(24) 別表3 まちづくり政策局政策企画部の款ユニバーサル推進室の項の次に次のように加える。

公民・広域連携推進室		(1) 官民連携の推進に係る総合調整 に関すること。 (2) 大学との連携の推進に関するこ と。 (3) 広域行政に関する事業の総合調 整に関すること。
------------	--	---

(25) 別表3 財政局税政部の款各市税事務所(中央、北部、東部、南部、西部)の項市民税課の節に次の1号を加える。

(6) 原動機付自転車(特定小型原動機付自転車及びミニカーを除く。)の標識の交付に関する事項(中央を除く。)。

(26) 別表3 財政局税政部の款各市税事務所(中央、北部、東部、南部、西部)の項固定資産税課の節第2号及び第4号中「こと」の次に「(税政部固定資産税課の所管に係るものと除く。)」を加え、同表市民文化局市民生活部の款男女共同参画室の項男女共同参画課の節に次の1号を加える。

(8) 性的マイノリティへの支援に関する事項。

(27) 別表3 保健福祉局障がい保健福祉部の款子どもも発達支援総合センターの項地域支援課の節中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同項子ども心身医療課の節第4号を削り、同節第5号中「専門的知識」を「心身に障がいのある子どもの支援に係る人材育成及び専門的知識」に改め、同号を同節第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 心身に障がいのある子どもの支援に係る相談支援及び地域連携に関する事項。

(28)別表3保健福祉局障がい保健福祉部の款子ども発達支援総合センターの項子ども心身医療課の節に次の1号を加える。

(7)その他心身に障がいのある子どもの療育等に関すること。

(29)別表3保健福祉局障がい保健福祉部の款の次に次のように加える。

保 健 福 祉 局 ウ エ ル ネ ス 推 進 部	里 塚 斎 場		(1) 里塚斎場の管理運営に関するこ と。 (2) 里塚斎場の使用許可に関するこ と。
---	------------	--	--

(30)別表3保健福祉局保健所の款動物管理センターの目中「動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に改め、同款里塚斎場の目及び医療対策室の項を削り、同表建設局土木部の款雪対策室の項計画課の節第3号中「札幌市雪対策推進会議」を「札幌市緊急除排雪実施本部会議」に改め、同項事業課の節中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同節に次の1号を加える。

(4)持続可能な雪対策に関すること。

(札幌市区事務分掌規則の一部改正)

第2条 札幌市区事務分掌規則（昭和47年規則第24号）の一部を次のように改正する。

(1)別表1市民部の項総務企画課の目第10号中「、北区及び手稲区に限る」を「北区に限り、地区センター、地区会館及びまちづくりセンターにあつては手稲区を除く」に改め、同目第11号及び第12号中「こと」の次に「(手稲区にあつては、地域振興課の所管に係るものをお除く。)」を加え、同項地域振興課の目第15号中「こと」の次に「第4号及び次号から第18号までに掲げるものを除き、」を加え、同目に次の3号を加える。

(16)コミュニティセンター、地区センター、地区会館及びまちづくりセンターに係る施設の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（手稲区に限る。）。

(17) 課所管施設に係る委託契約に関すること（手稲区に限る。）。

(18) 課所管公有財産の管理に関すること（手稲区に限る。）。

(2) 別表1保健福祉部の項健康・子ども課の目中第5号を削り、第6号を第5号とし、同目第7号中「健康づくりセンター」を「東健康づくりセンター」に改め、同号を同目第6号とし、同目中第8号を第7号とし、同目第9号中「高齢保健福祉部」を「障がい保健福祉部、ウェルネス推進部」に改め、同号を同目第8号とし、同目中第10号を第9号とし、第11号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

(札幌市消防局組織規則の一部改正)

第3条 札幌市消防局組織規則（昭和39年規則第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第1項中「（消防科学研究所を含む。以下同じ。）」を削り、同条第6項第3号中「（消防科学研究所長を含む。以下同じ。）」を削る。

(2) 別表総務部の項消防学校の目教務課の節中「消防科学研究所」を削り、同節第4号中「研究」の次に「の支援」を加え、同節中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表予防  
部の項査察規制課の節中 「危険物係  
保安係」を「危険物保安係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(札幌市保健所長事務委任規則の一部改正)

2 札幌市保健所長事務委任規則（昭和47年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1号中「、第29条第2項、第31条、第32条、第34条、第36条、第38条」を削る。

(札幌市公印規則の一部改正)

3 札幌市公印規則（昭和31年規則第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第2項中「公印管理箇所」を「公印の管理箇所」に改め、同項ただし書中「、副所長」を「副所長」に、「もつてこれに充てる」を「、グ

リーントランスフォーメーション推進室にあつてはグリーントランスフォーメーション推進室の長が指定する担当課長（同条第7項に規定する担当課長をいう。）をもつてこれに充てることができる」に改める。

(2) 別表札幌市印の款中

「	1 精神保健福祉センター	を	1 精神保健福祉センター	に
			1 保健管理課	」

改め、同表札幌市長印札幌市長職務代理者印の款中

「	1 健康企画課	を	1 ウエルネス推進課	に
	1 医療対策室管理課		1 保健管理課	」
			1 保健科学課	」

改め、同表札幌市東京事務所長印の款の次に次のように加える。

札幌市グリーントランス フォーメーション推進室 長印	てん書	方17	1	グリーントランス フォーメーション 推進室
----------------------------------	-----	-----	---	-----------------------------

(3) 別表札幌市ユニバーサル推進室長印の款の次に次のように加える。

札幌市公民・広域連携推 進室長印	てん書	方17	1	政策推進課
---------------------	-----	-----	---	-------

(4) 別表札幌市動物管理センター印及び札幌市動物管理センター所長印の款を削り、同表札幌市保健所印の款中「健康企画課」を「健康管理課」に改め、同表札幌市保健所長印の款を次のように改める。

札幌市保健所長印	てん書	方20	1	ウエルネス推進課
			1	健康管理課
			1	食の安全推進課
			各1	各健康・子ども課

(札幌市庁舎管理規則の一部改正)

4 札幌市庁舎管理規則（昭和51年規則第6号）の一部を次のように改正す

る。

別表保健所の庁舎の項中「医務・健康衛生担当局長」を「医務・保健衛生担当局長」に改める。

(札幌市職員被服貸与規則の一部改正)

5 札幌市職員被服貸与規則（昭和27年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表2アの項中「動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に、「職員で」を「職員のうち、」に、「もの」を「者」に改める。

(札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

6 札幌市職員特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第1号中「動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に改め、同表10の項第3号中「納税指導課に所属する職員（」を「税政部固定資産税課若しくは納税指導課に所属する職員（家屋評価事務又は」に改め、同表11の項第4号中「子育て支援課、」を削り、同項第5号中「又は相談判定二課」を「、相談判定二課又は相談判定三課」に改め、同項第7号中「、保健所」及び「又は医療社会事業の業務」を削る。

(札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正)

7 札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第1号中「動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に改める。

(札幌市職員安全衛生管理規則の一部改正)

8 札幌市職員安全衛生管理規則（平成7年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表3学校給食調理場の項中「保健給食課長」を「学校給食課長」に改める。

(札幌市公有財産規則の一部改正)

9 札幌市公有財産規則（昭和39年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ユニバーサル推進室」を「グリーントランスフォーメーション推進室、ユニバーサル推進室、公民・広域連携推進室」に改め、「医療対策室」を削る。

(札幌市債権管理条例施行規則の一部改正)

10 札幌市債権管理条例施行規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「ユニバーサル推進室」を「グリーントランスフォーメーション推進室、ユニバーサル推進室、公民・広域連携推進室」に改め、「医療対策室」を削る。

(札幌市会計規則の一部改正)

11 札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の一部を次のように改正する。

(1) 第31条第4項中「動物管理センター及び施設管理課」を「動物愛護管理センター」に改める。

(2) 別表2中「交流課長」を「国際課長」に、

「企画事業課長」を「企画事業課長」に、  
「調整課長」を

「ウェルネス推進課長」を「ウェルネス推進課長」に、  
「健康企画課長」を「保健管理課長」に、

「産業立地・戦略推進課長」を「経済戦略推進課長」に、

「学校支援課長」を「学校支援課長」に改める。  
「教育推進課長」を「教育推進課長」に

(3) 別表3中

「ウェルネス推進課企画係長」  
「施設管理課墓園管理係長」  
「施設管理課霊園管理担当係長」  
「里塚斎場業務係長」  
「保健管理課事務係長」  
「医務薬事課医務係長」  
「健康企画課事務係長」  
「医療政策課医療企画係長」

「動物管理センター管理係長  
施設管理課墓園管理係長 を「動物愛護管理センター管理係長」に、  
施設管理課霊園管理担当係長  
里塚斎場業務係長 」  
「区保育・子育て支援センター保育係長  
区保育・子育て支援センター各保育園長 を  
認定こども園にじいろ保育教育係長  
保育推進課保育料係長 」  
「保育推進課保育料係長  
区保育・子育て支援センター保育係長 に、  
区保育・子育て支援センター各保育園長  
認定こども園にじいろ保育教育係長 」  
「生涯学習部総務課学校経理係長 「生涯学習推進課生涯学習係長 に、  
生涯学習推進課生涯学習係長 」 学校支援課経理係長 」

「選挙管理委員会事務局選挙課管理係長」を「選挙課管理係長」に改める。

(札幌市健康増進法施行細則の一部改正)

1 2 札幌市健康増進法施行細則（平成15年規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式10及び様式11中「札幌市保健所長」を「札幌市長」に改める。

(札幌市母子保健法施行細則の一部改正)

1 3 札幌市母子保健法施行細則（昭和62年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉局長」を「子ども未来局長」に改める。